

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

## 各種規定改定のお知らせ

当行では、印鑑の届け出を必要としない口座が増加していくことを踏まえて、キャッシュカードで各種お取引ができるよう、「普通預金規定」や「ちばぎんキャッシュカード規定」等、主に個人のお客さまに関係する規定等を下記の通り改定する予定です。

改定後の規定は、9月25日以降に当行ホームページに掲載させていただきます。

なお、本件につきましては、すでに印鑑をお届けいただいているお客さまにも適用されます。当行では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引立ての程よろしく願いいたします。

## 記

## 1. 改定日

2023年9月25日（月）

## 2. 主な改定内容および対象の規定

各種規定において、預金の払戻し時等の手続きに、ちばぎんキャッシュカードを提出し電子装置に届出の暗証を入力する取扱いを条文に追加いたします。また、それに付随してキャッシュカード規定等を改定いたします。

主な改定点（以下は普通預金規定の一部を抜粋したものです）

改定後	改定前
<p>○預金の払戻し (1) この預金を払戻すときは、<u>以下のいずれかを行ってください。</u></p> <p>① <u>当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。</u></p> <p>② <u>この預金の通帳と所定のちばぎんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提出して当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。</u></p>	<p>○預金の払戻し (1) この預金を払戻すときは、<u>当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
<p>○届出事項の変更、<u>通帳およびカード</u>の再発行等 (1) この<u>通帳、印章、カード</u>を失ったとき、または、印章・名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 (3) この<u>通帳、印章、カード</u>を失った場合のこの預金の払戻し、解約または<u>通帳、カード</u>の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p>○届出事項の変更、<u>通帳</u>の再発行等 (1) この<u>通帳や印章</u>を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 (3) この<u>通帳または印章</u>を失った場合のこの預金の払戻し、解約または<u>通帳</u>の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>

○確認および当行の免責

相当の注意をもって以下のいずれかを行ったう  
えは、それらの書類につき偽造、変造その他  
の事故、印鑑・カードにつき不正使用その他  
の事故があっても、そのために生じた損害につ  
いては、当行は責任を負いません。

(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用さ  
れた印影（または署名・暗証）を届出の印  
鑑（または署名鑑・暗証）と照合し、相違  
ないものと認めて取扱った場合

<新設>

(2) 当行所定の電子装置で読み取ったカード  
が、当行が本人に交付したカードであるこ  
と、および入力された暗証と届出の暗証と  
が一致することを当行所定の方法により確  
認し、相違ないものと認めて取扱った場合

<新設>

なお、個人の預金者は、盗取された通帳、カ  
ードを用いて行われた不正な払戻しの額に相当  
する金額について、次条により補てんを請求す  
ることができます。

○盗難通帳、盗難カードによる払戻し等

(1) 個人の預金者は、盗取された通帳、カ  
ードを用いて行われた不正な払戻し（以下、  
本条において「当該払戻し」といいます。）  
については、次の各号のすべてに該当する  
場合、預金者は当行に対して当該払戻しの  
額およびこれにかかる手数料・利息に相当  
する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳、カードの盗難に気づいてからす  
みやかに、当行への通知が行われている  
こと

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行へ  
の通知が、この通帳、カードが盗取された  
日（通帳、カードが盗取された日が明らか  
でないときは、盗取された通帳、カードを  
用いて行われた不正な預金払戻しが最初  
に行われた日。）から、2年を経過する日後  
に行われた場合には、適用されないものと  
します。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれ  
かに該当することを当行が証明した場合に  
は、当行は補てんしません。

② 通帳、カードの盗取が、戦争、暴動等  
による著しい社会秩序の混乱に乗じまた  
はこれに付随して行われたこと

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行っ  
たときは、当行は、当該補てんを行った金  
額の限度において、盗取された通帳、カ  
ードにより不正な払戻しを受けた者その他  
の第三者に対して預金者が有する損害賠償請  
求権または不当利得返還請求権を取得する  
ものとし  
ます。

○譲渡、質入れ等の禁止

(1) この預金、預金契約上の地位その他この

○印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された  
印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（また  
は署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、  
相違ないものと認めて取扱いましたうえは、  
それらの書類につき偽造、変造その他の事故があ  
ってもそのために生じた損害については、当行  
は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用  
いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額  
について、次条により補てんを請求することが  
できます。

○盗難通帳による払戻し等

(1) 個人の預金者は、盗取された通帳を用い  
て行われた不正な払戻し（以下、本条にお  
いて「当該払戻し」といいます。）につい  
ては、次の各号のすべてに該当する場合、預  
金者は当行に対して当該払戻しの額および  
これにかかる手数料・利息に相当する金額  
の補てんを請求することができます。

① 通帳の盗難に気づいてからすみやか  
に、当行への通知が行われていること

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行へ  
の通知が、この通帳が盗取された日（通帳  
が盗取された日が明らかでないときは、盗  
取された通帳を用いて行われた不正な預金  
払戻しが最初に行われた日。）から、2年を  
経過する日後に行われた場合には、適用さ  
れないものとし  
ます。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれ  
かに該当することを当行が証明した場合に  
は、当行は補てんしません。

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著  
しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに  
付随して行われたこと

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行っ  
たときは、当行は、当該補てんを行った金  
額の限度において、盗取された通帳により  
不正な払戻しを受けた者その他の第三者に  
対して預金者が有する損害賠償請求権また  
は不当利得返還請求権を取得するものとし  
ます。

○譲渡、質入れ等の禁止

(1) この預金、預金契約上の地位その他この

<p>取引にかかるいっさいの権利および<u>通帳、カード</u>は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>○解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この<u>通帳、カード</u>を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(5) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、<u>通帳、カード</u>を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。</p>	<p>取引にかかるいっさいの権利および<u>通帳</u>は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>○解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この<u>通帳</u>を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(5) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、<u>通帳</u>を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。</p>
--	--

ちばぎんキャッシュカード規定（以下は変更箇所のみ抜粋したものです）

改定後	改定前
<p>&lt;預金機・支払機・振込機でのカードの利用&gt;</p> <p>&lt;当行所定の電子装置でのカードの利用&gt;</p> <p>(1) <u>カードは、カード名義人と同一名義であると当行が判断する口座を対象として、当行本支店の窓口において当行所定の電子装置を使用した次の取引に利用することができます。ただし、事業目的で開設した口座を除きます。また、利用できる取引の範囲は当行が認めた範囲に限るものとします。</u></p> <p>①各種届出およびサービスの申込</p> <p>②その他当行所定の取引をする場合</p> <p>(2) 前項の利用にあたっては、当該電子装置の取扱いに従うほか、対象となる各種預金規定・サービス規定等の適用を受けます。</p>	<p>&lt;カードの利用&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>

【2023年9月25日付で改定する規定一覧】

No.	規定等名称
1	総合口座取引規定
2	普通預金規定
3	貯蓄預金規定
4	スーパー定期[自由金利型定期預金(M型)]規定(単利型)
5	スーパー定期[自由金利型定期預金(M型)]規定(複利型)
6	自動継続スーパー定期[自由金利型定期預金(M型)]規定(単利型)
7	自動継続スーパー定期[自由金利型定期預金(M型)]規定(複利型)
8	自由金利型定期預金規定
9	自動継続自由金利型定期預金規定
10	変動金利定期預金規定(単利型)
11	変動金利定期預金規定(複利型)
12	自動継続変動金利定期預金規定(単利型)
13	自動継続変動金利定期預金規定(複利型)
14	自由引出型定期預金(それいゆ)規定
15	自動継続自由引出型定期預金(それいゆ)規定
16	期日指定定期預金規定
17	自動継続期日指定定期預金規定
18	積立定期預金「ひまわり」規定
19	積立式定期預金「つきがけ」規定
20	積立式定期預金「はぐくみ」規定
21	「こども積立」規定
22	外貨普通預金規定
23	スーパー外貨定期預金規定
24	自由満期型外貨定期預金規定
25	外貨積立預金規定
26	米ドル建バースデー外貨預金規定
27	投資信託受益権振替決済口座管理規定
28	保護預り規定兼振替決済口座管理規定
29	一般債振替決済口座管理規定
30	特定口座規定
31	投資信託受益権の定時定額購入サービス取引規定
32	つみたてNISA 購入サービス取引規定
33	タブレット等による投資信託取引特約
34	ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)

以上